

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則 三〇
- 規則
福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則 三〇
- 告示
港湾施設及び港湾区域の制限区域を変更する件 三〇
- 告示
福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 三〇
- 公告
一般競争入札を行う件 三五
- 公告
福島海区漁業調整委員会 三五
- 公告
小型定置漁業の保護区域について指示する件 三五

規 則

福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則及び福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第六十九号

福島県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

福島県職業訓練手当支給規則（昭和三十九年福島県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一号様式（その二）、同様式（その二）、第二号様式（その二）、同様式（その二）及び第四号様式中「（姓名）」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県職業訓練手当支給規則（以

下「改正前の規則」という。）第一号様式による訓練手当受給資格認定申請書、第三号様式による訓練手当支給申請書及び第四号様式による訓練手当支給申請書及び受領委任書は、それぞれ改正後の福島県職業訓練手当支給規則第一号様式による訓練手当受給資格認定申請書、第三号様式による訓練手当支給申請書及び第四号様式による訓練手当支給申請書及び受領委任書とみなす。

（産業人材育成課）

福島県規則第七十号

福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則（昭和四十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第九条中「（連署）」を「（氏名を連記）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（産業人材育成課）

告 示

福島県告示第五百八十四号

福島県港湾管理条例（昭和三十一年福島県条例第七十二号）第二条の四第一項第三号の規定により、制限区域を次のとおり変更する。

令和三年八月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 港湾名

小名浜港

二 変更する区域

四号ふ頭の区域内に所在する岸壁の前面水域の一部の区域（次の図のとおり）

（「次の図」は省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室港湾課及び福島県小名浜港湾建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

（港 湾 課）

福島県告示第五百八十五号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和三年八月十六日次のとおり指定した。

令和三年八月二十四日

公告

氏名又は名称	福島県猟友会	住所	伊達市保原町富沢	指定の有効期間	令和三年八月二〇日から 令和八年三月三十一日まで	福島県知事	内堀雅雄
敬一	部長 穴戸 二		字明利作一三番地				売りさばき所の名称 及び所在地
							福島県猟友会保原支 部事務局
							伊達市保原町富沢字 下川原四〇番地一(阿 部良夫宅内) (出納総務課)

公告第166号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県県北保健福祉事務所ほか15施設の電気供給業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和3年8月24日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県県北保健福祉事務所ほか15施設の電気供給業務 一式
- 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- 供給期間 令和3年12月1日から令和4年11月30日まで
- 供給場所 福島県県北保健福祉事務所（福島県福島市御山町8番30号）ほか15施設

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- 3に掲げる日から開札の日までの間に、福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者とし

て登録を受けている者であること。

- (5) 福島県が示す予定使用電気量と同程度の電気供給実績があり、かつ、供給開始日から確実に安定した供給ができる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)及び(5)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和3年9月17日(金)午後5時15分までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課
電話024-521-7220
なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年9月17日(金)午後5時15分まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和3年8月24日(火)から同年9月17日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、仕様書、申請書等を配布する。
 - (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
 - (2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
 - (3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙50枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和3年8月31日(火)午後5時15分までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所等
 - (1) 日時 令和3年10月13日(水)午後1時30分
 - (2) 場所 福島県庁本庁舎4階401会議室(福島県福島市杉妻町2番16号)
 - (3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和3年10月12日(火)午後5時15分までに3に掲げる場所に必着とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札方法 入札金額は、各入札者において設定する契約電力に対する単価(kW単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)及び使用電力量に対する単価(kWh単価(小数点以下を含むことができる。))。同一月においては単一のものとする。)を根拠とし、県が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
 - (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Electricity Supply for use at the Ken-poku Public Health and Welfare Office and 15 other facilities 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 1:30p.m., 13 October 2021
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:15p.m., 12 October 2021
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Social Health and Welfare Section, Social Health and Welfare Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7220

（保健福祉総務課）

福島海区漁業調整委員会

福島海区漁業調整委員会指示第五号

福島県の地先海面における小型定置の保護区域について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定により、次のとおり指示する。

令和三年八月二十四日

福島海区漁業調整委員会

会長 今野智光

一 保護区域
小型定置の保護区域は、次のとおりとする。

漁業の種類	保護区域
小型定置（第二種共同漁業権及び福島県漁業調整規則第四条第一項第十一号により営むもの）	網漁具張り立ての位置から、前面五百メートル、後面五百メートル及び沖面五百メートルの連絡線によって囲まれた区域

二 漁業の禁止

一の保護区域においては、まき網漁業、固定式刺し網漁業、流し網漁業、機船船びき網漁業、かご漁業、どう漁業及びつぼ漁業を営んではならない。

三 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和三年九月一日から令和四年八月三十一日までとする。